

令和2年度「産業技術実用化開発事業費 補助金（地域分散クラウド技術開発事業）」 説明会資料



2020年8月24日（月） 13:00～14:00
日本データセンター協会（JDCC）事務局

■ ご挨拶

- 日本データセンター協会（JDCC） 事務局長 増永 直大
- 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

■ 募集要領のご説明（20分程度）

■ Q&A

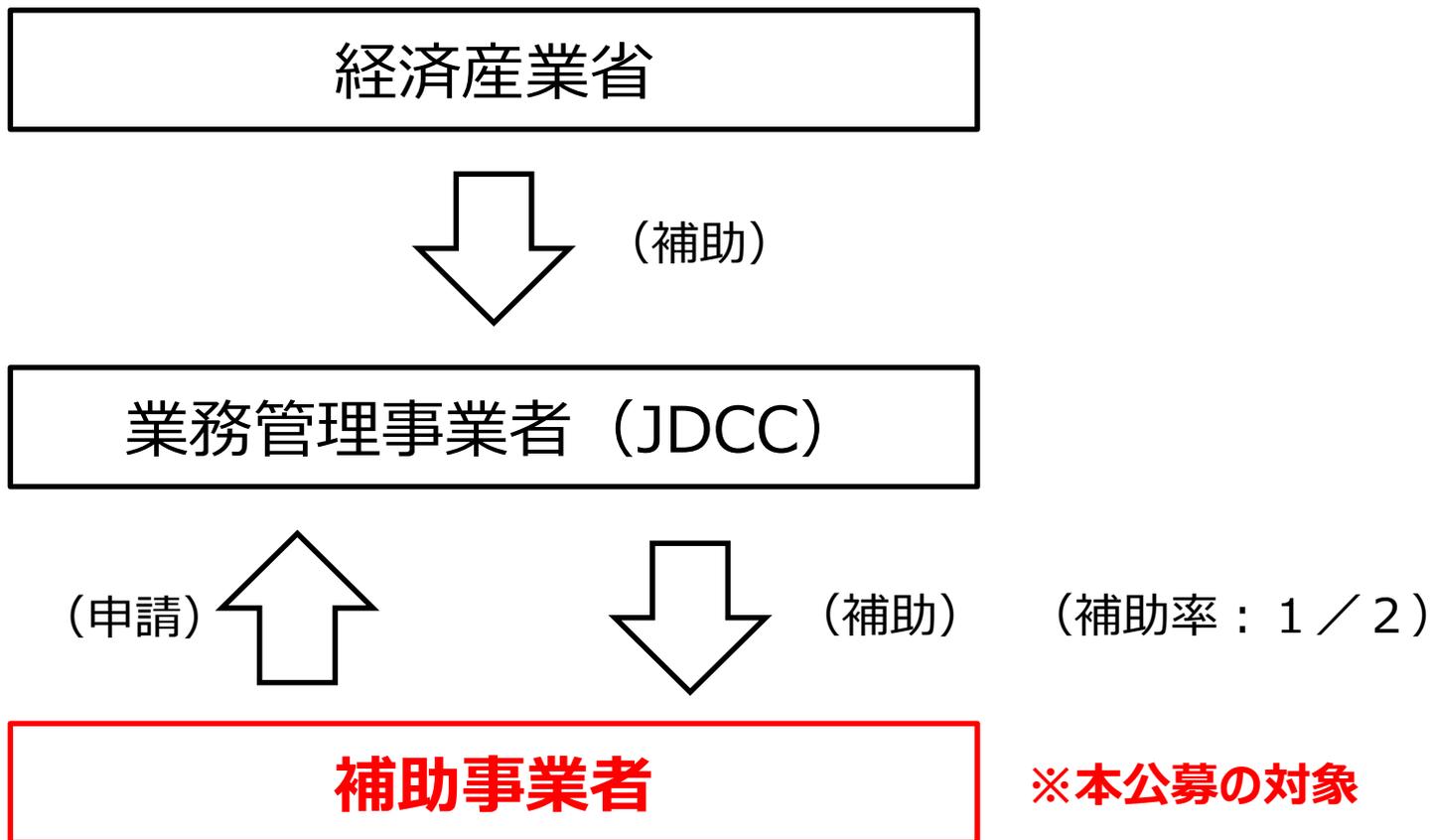
- 新型コロナウイルスの感染防止のため、テレワークが全国で急増し、テレビ会議等によりデータ通信量が増大した結果、リモートワーク用システムに障害や品質の低下が発生。
- データの処理を行うクラウドが主に中央（東京・大阪）に一極集中的に設置されたデータセンターで提供されていること等が原因。地理的に分散したデータセンターを一体的に運用し、データを複数のデータセンターに分散して処理する技術が必要。
- 本事業は、地域に分散したデータセンターを活用した分散型クラウド基盤を構築するため、分散したデータセンターを統合管理する技術や、高効率なネットワークのための高速処理技術等の研究開発を行い、各地のデータセンターを統合的・効率的に運用しつつサービスを高速・円滑に提供する技術を確立することを目的とする。

- ① 地理的に分散した3拠点以上のデータセンターを、セキュリティを担保しつつ、一体的に運用すること*を実現するソフトウェア技術の獲得
 - a. 利用者に近いデータセンターで処理を行うこと
 - b. 複数のデータセンターで負荷を分散すること
 - c. 災害等で障害が発生した際に他のデータセンターに処理を移行することを可能とすること

※利用者に最も近いDCで処理を実行し、溢れたら次優先のDCで実行などのイメージ
- ② データセンター内のサーバーの計算能力を最大限活用するために、仮想化環境において研究開発時点で存在している技術よりも高速なデータ処理を実現するソフトウェア技術の獲得
- ③ 事業期間の終了後、事業化することを目指すもの

※①、②はどちらか又は両方、③は必須

- 本事業では、補助事業者を募集します。



■ 募集期間

- 令和2年（2020年）8月17日（月）
～ 令和2年（2020年）9月17日（木） **17時必着**

■ 応募方法

- jGrants (<https://jgrants.go.jp/>) から応募してください。
 - ※ jGrantsからの申請には「GビズID」の「gBizIDプライム」が必要で、**IDの取得には1週間以上の時間がかかる場合がある**ため、早めに「GビズID」を取得してください。
 - ※ もし、諸般の事情により交付申請の期日に間に合わない場合は、メール送付等により受け付けますので、早めにJDCC事務局へご連絡ください。なお、受け付け後にjGrantsへの登録をお願いする場合がありますので、**いずれの場合もアカウントは取得してください。**
 - ※持参、郵送、FAXによる提出は受け付けません。

- jGrantsの提案書に記載いただく内容は主に以下の項目です（詳細は募集要領の様式1、様式2もご参考ください）。
 - 会社概要、窓口担当者情報 等
 - 提案書
 1. 実施方法（研究開発の内容を可能な限り具体的に記載）
 2. 補助事業の効果（事業化による売上高想定など）
 3. 実施体制（外注等を含む体制図、実施者数、実施責任者略歴など）
 4. 実施スケジュール（月別の計画、事業終了後の事業化ロードマップ）
 5. 申請者概要（会社パンフレット、類似事業の実績、財務状況）
 6. 補助金見込額等（積算内訳（事業全体と補助申請額を内訳別に記載）、資金計画（事業費における自己資金充当額、概算払いの要望有無等））

■ 次の要件を満たす民間団体等

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 本事業終了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること。

- 採択予定件数 2～3件程度
- 補助額 約9億円
- 補助率 1／2以内

■ 審査方法

- 応募書類及びプレゼンテーションによる審査（9/23頃を予定）
- 追加資料の提出を求めることがあります

■ 審査基準

<必須項目>

- ① 「応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。

■ 審査基準（つづき）

<加点項目>

- ⑤ 事業の**実施方法、実施スケジュールが現実的**か。
- ⑥ 事業の実施方法等について、本事業の**成果を高めるための効果的な工夫**が見られるか。
- ⑦ 事業期間終了後、**本事業の成果を事業化する具体的な計画**を有しているか。
- ⑧ 本事業の**関連分野に関する知見**を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、**事業規模等に適した実施体制**をとっているか。また、本事業を執行する上で**必要な知見、専門知識を有する者が含まれている**か。
- ⑩ **コストパフォーマンス**が優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、**適正な積算**が行われているか。
- ⑪ （コンソーシアム形式による申請の場合）**申請者の連携が効果的**に図られ、事業を効率的に実施できる計画が作成されているか。

■ 事業開始について

- 採択された申請者が業務管理事業者に補助金交付申請書を提出し、それに対して**業務管理事業者が交付決定通知書を申請者に送付した後に事業開始**となります
- 補助金の交付決定を通知する前において発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

■ 事業内容等の変更の可能性について

- 採択決定後から交付決定までの間に、**業務管理事業者との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります**のでご了承ください。

- 採択された申請者については、業務管理事業者のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

- 本事業の実施期間は以下の通り。

交付決定日（9月末ごろ予定）

～ 令和3年（2021年）2月28日

- ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより、認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

■ 計上できる経費

- 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費のみです。

■ 計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他事業に関係ない経費

■ 支払時期

- **事業終了後の精算払い**です。

※事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。

■ 支払額の確定方法

- 事業終了後に提出いただく「**実績報告書**」に基づき原則として**現地調査を行い、支払額を確定**します。
- 全ての支出には、その**収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要**となります。また、**支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります**のでご注意ください。
- **請負又は委託契約をしている場合は**、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容等を記述した**実施体制資料を提出**してください。

- 募集要領に記載がありますので、ご確認ください。
 - 不合理な重複及び過度の集中の排除
 - 研究活動の不正行為への対応
 - 公的研費の不正な使用及び不正な受給への対応
 - 技術等の輸出規制に対する対応 など

全体スケジュール

項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募	<u>8/17~9/17</u>							
審査		<u>17~25</u>						
交付決定		★補助金交付申請書を提出（補助事業者） ★ 9月末ごろ予定						
事業実施		<u>交付決定日</u>		～		<u>2021年2/28</u>		
進捗確認			★ 必要に応じて適宜実施					
中間検査			★ 11月下旬～12月上旬					
確定検査							★ 3月上旬	
補助金支払い						★ 4月末～5月中旬予定		

■ 日本データセンター協会事務局

- 担当：今村、高橋、矢口
- E-mail：info@jdcc.or.jp

- 住所：東京都千代田区永田町2 - 10 - 3
株式会社三菱総合研究所内
(最寄駅：東京メトロ溜池山王駅・国会議事堂前駅)

Q. 自社のグループ会社と協力して補助事業を行う場合、グループ会社にて実施する費用の扱いは委託費になるか？

A. グループ会社で実施することについて特別な扱いはなく、御社と当該グループ会社との間の契約形態（請負契約等）に依ります。詳しくは公募要領の「7-1. 補助対象経費の区分」を参照ください。

Q. 外部への委託費について、承認される具体的な割合はあるか？

A. 具体的な数値基準はありませんが、委託割合が高い場合は、体制面の妥当性について確認させていただく可能性があります。

Q. 外注や委託が発生しない場合も体制図は添付する必要があるか？

A. 外注や委託が発生しない場合も体制図を記載お願いします。また、開発規模の妥当性等も確認したいため、部署や人数等もご記載ください。
なお、グループ会社も委託費（請負または委任）に該当する場合がありますのでご注意ください。詳しくは、公募要領の「7-1. 補助対象経費の区分」を参照ください。

Q.実施責任者は、会社代表者である必要があるか？

A.実質の実施責任者＝プロジェクトマネージャで結構です。

Q.購入した機器等は事業終了後に処分する必要がありますか？

A.単価50万円以上の設備等については、終了後も適切に管理してください。処分制限期間内に処分する場合は、大臣の承認を受けなければなりません。

Q.成果物として報告書の作成は必要ですか？

A.研究開発の成果が分かるものとして、報告書を取りまとめてください。

Q.研究開発の成果は公開されますか？

A.成果のすべてを公開するのではなく、研究開発が適切に実施されたことが分かる範囲で公開する予定です。

Q.中間報告会、最終報告会は実施しますか？

A.中間報告会は実施しないが、都度進捗確認の打合せを実施する予定です。最終報告会は事業終了後に実施予定です。